

都市公園条例の一部改正（郷土資料館の廃止）についての陳情

逗子市議会議長 高野 毅 様

令和2年2月10日

旧徳川別邸（現郷土資料館）の活用を求める会

逗子市新宿3丁目13番50号

世話人代表 東海 邦彦



逗子市池子3丁目10番12号

世話人 石井 昭子



横浜市港南区日野2丁目11番21号

世話人 小笠原 貴子



私たちは、この問題について市長市政相談のほか、郷土資料館関係課との話し合いの機会もいただき、これまでに意見交換を行ってまいりました。

その過程で、市は次の市議会に都市公園条例の一部改正（郷土資料館の廃止）案を提案する方針であると伺いました。しかし、郷土資料館に展示、収蔵されている文化財と史料の移転費用が、令和2年度当初予算案には計上されないと聞き及びました。

肝心の移転費用が予算化されない状況で、郷土資料館廃止の条例改正のみ先行させる必要が、はたしてあるでしょうか。移転費用の予算が認められるまでの間、市が郷土資料館をどのように位置づけ、大切な史料の数々をどのように取り扱うつもりなのか、私たちは危惧しています。

この点について貴議会による詳細な検証と慎重な審査をお願い申し上げます。

なお、私たちは去る2月9日、市の郷土資料館廃止の方針について考える市民集会を開催しました。この集会でも、かつて徳川家達別邸であった郷土資料館の建物は、逗子市の貴重な歴史的遺産であり、登録有形文化財に申請、補修維持し、有効活用を図ってほしいというのが、当日の参加者延べ46名の大半の共通した念願であったことを申し添えます。

貴議会におかれましては、都市公園条例の一部改正（郷土資料館の廃止）について、詳細にわたる検証と慎重な審査を重ねてお願いしたく陳情申し上げます。

以上

